

法曹の養成に関するフォーラム 第7回会議 議事録

第1 日 時 平成24年1月27日（金）自 午後 3時00分
至 午後 5時01分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 今後の進め方等について
- 2 司法試験，予備試験結果報告
- 3 二回試験結果報告
- 4 就職状況説明
- 5 法科大学院視察結果報告
- 6 意見交換
- 7 次回の予定

第4 出席委員等 佐々木座長，法務省大臣官房司法法制部小川部長（滝法務副大臣代理），藤田財務副大臣，文部科学省高等教育局常盤審議官（森文部科学副大臣代理），経済産業省経済産業政策局小宮審議官（北神経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，山口委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁大仲オブザーバー，日本弁護士連合会若旅オブザーバー

第5 議 事 （次のとおり）

○**関司法法制課長** 予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第7回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○**佐々木座長** それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

まず、最初に関係機関の最高裁判所において人事異動による構成員の交代がありましたので御紹介いたします。最高裁判所、小林事務総局審議官でございます。

○**小林最高裁判所事務総局審議官** 小林でございます。よろしくお願ひいたします。

○**佐々木座長** なお、本日は翁委員、竹歳内閣官房副長官、黄川田総務副大臣、滝法務副大臣、森文部科学副大臣及び北神経済産業大臣政務官が欠席されております。滝法務副大臣の代理として小川司法法制部長が御出席でございます。森副大臣の代理として常盤高等教育局審議官が御出席でございます。北神政務官の代理として小宮経済産業政策局審議官が出席されております。また、宮脇委員は遅れて御出席される予定でございます。

それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

○**関司法法制課長** 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は資料目録にございますとおり、8点でございます。1点目は本日の議事次第、2点目は裁判所法の一部を改正する法律案、3点目は今後の進め方(案)、4点目は事務局作成の司法試験・予備試験結果報告資料、5点目は最高裁判所作成の二回試験結果報告資料、6点目は日本弁護士連合会作成の就職状況説明資料、7点目は久保委員作成の早稲田大学法科大学院視察概要、最後の8点目は南雲委員作成の東京大学法科大学院視察概要の8点でございます。また、従前のとおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料、議事録をつづったファイルも置いておりますので、適宜、御参照ください。

○**佐々木座長** それでは、議事に入りますが、まずは本フォーラムの第一次取りまとめを受けた政府における現在までの検討状況につきまして、御報告いただきたいと思います。法務省の小川司法法制部長からよろしくお願いいたします。

○**小川司法法制部長** 1月17日付で司法法制部長を命ぜられました小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから第一次取りまとめを受けました措置の検討状況について御報告いたします。お手元の資料2、裁判所法の一部を改正する法律案についてを御覧ください。

政府としましては、昨年8月の取りまとめ結果を最大限に尊重するとの方針の下、11月4日、前臨時国会におきまして、貸与制について修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるための裁判所法の一部を改正する法律案ということで提出しております。この法案は、司法修習生に対する経済的支援の在り方について給費制から貸与制に移行したことを前提とした上で、貸与制におきまして最高裁判所が修習資金の返還の期限を猶予することができる事由として、修習資金の貸与を受けた者について、修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときを加えるものでございます。

この法案は、前臨時国会におきまして採決に至らず、衆議院法務委員会の閉会中審査に付されましたが、今月24日に開会いたしました通常国会におきまして、引き続き速やかな成立をお願いしていく予定としております。なお、貸与制につきましては既に平成23年11

月から司法修習を開始した司法修習生に適用されているものと承知しております。

私からの報告は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の議論に入りたいと思います。

本日の予定につきましては、ここにございますように今後の進め方について御確認をいただいた後、事務局から司法試験と予備試験の結果を、最高裁判所から二回試験の結果をそれぞれ御報告いただきます。次に日本弁護士連合会から就職状況を御説明いただきます。更に、久保委員、南雲委員から法科大学院を視察された結果を御報告いただきまして、その視察結果等を踏まえた意見交換をするという、こういう段取りを考えております。なお、意見交換の時間を確保するため、報告や説明については時間厳守でお願いいたしたいと思っております。

まず、今後の進め方について協議したいと存じます。事務局とも検討の上、資料3をたたき台として作成しましたので、この資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○松並官房付 では、法務省官房付、松並のほうから報告させていただきます。着席のまま失礼いたします。お手元の資料3を御覧ください。座長と御相談の上、作成いたしましたフォーラムの今後の進め方を記載したものでございます。

第7回、今回の進行につきましては、ただいま座長から御説明がありました議事予定を記載しております。

第8回は、法律事務所に所属する弁護士からヒアリングをすることを考えております。人選については大規模事務所に所属の弁護士、それから、中小規模の事務所に所属の弁護士、更には若手弁護士2名、そして過疎地で活躍されているような弁護士から、ヒアリングをするということを考えております。

第9回は、企業内弁護士について、大企業及び中小企業の雇用者側のほうと、企業の中で働く弁護士からヒアリングをすることを考えております。また、公務における弁護士の活用という観点から人事院からヒアリングをするとともに、労働関係での弁護士の活用という観点から、日本労働組合総連合会の事務局長でおられます南雲委員から御発表いただくことを考えております。

引き続き第10回ですが、これは自治体における弁護士の活用について、都道府県及び市町村の方と自治体で働く弁護士さんからヒアリングをすることを考えております。また、弁護士の海外の展開、あるいは海外進出の支援について、外務省や、それに関わっておられる弁護士からヒアリングをするとともに、更には消費者の関係で、この観点からも弁護士の活用について、消費生活専門相談員でおられます岡田委員から御発表いただくことを考えております。ヒアリングに加えまして、事務局から諸外国における法曹人口あるいは法曹養成制度について、若干の御紹介をすることを考えております。

続きまして第11回は、隣接士業、それから、法科大学院を実際に修了された方、あるいは弁護士業務改革についての観点からヒアリングをすることを考えております。

第12回、第13回は以上のヒアリングの結果等を踏まえまして、論点の整理に向けた意見交換をしていただき、5月11日までに現状の把握及び意見交換を踏まえた論点の整理をしていただきたいと考えているところでございます。これをたたき台として皆様の御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ただいま、今後の進め方につきまして資料3という形で提案をさせていただいたところでございますけれども、この提案につきまして何か御意見がございましたら伺いたいと思います。

○丸島委員 進行についての質問ですが、このヒアリングの中身は、いわゆる弁護士の活動領域、活動領域といいますが裁判業務あるいは裁判周辺業務を除く、新たな活動領域という部分についてのヒアリングと大体は理解できるんですが、その後の論点整理に向けた意見交換というのは、どの射程の論点整理をされるのでしょうか。ヒアリングをしたことについての論点整理なのか、このフォーラム全体に関わる、すなわち、法曹養成制度や法曹人口なども含めた全体についての論点整理をここでされようとしているのか。この原案がどういう考え方に立っているのか、お聞きしたいと思います。

○佐々木座長 それでは、事務局のほうから何かございましたらどうぞ。

○松並官房付 基本的にはまず職域関係を中心にヒアリングをしてみたいと思いますので、その中から出てくる問題点を御議論していただくことになると思いますが、それにかかわらず、その過程で出てくる法曹養成に関連するようないろいろな問題点が、それぞれは関連しているものがございますから、出てきた御意見はそれぞれ分類しながら整理していきたいと考えているところですので、ヒアリングの中だけに限るといような趣旨ではございません。

○丸島委員 進行全体に関わる意見ですが、このフォーラムは、司法制度改革審議会以降の10年を振り返って、現在の到達点、特に人的基盤をめぐる到達点や課題を明らかにし今後の方策を検討することが役割だと思います。そしてまた、審議会意見書では、独り司法というだけではなくて、我が国の国家あるいは社会の在り方全体に関わる大きなテーマの中で、司法の役割あるいは法曹の役割をどのようにして拡大していくかという問題意識から議論をしてきたと思います。

そういう観点からいうと、あるいはこれは政府の構えの問題かも知れませんが、昨年から1年という枠の中でとりあえず活動領域の点だけヒアリングをして、あとは論点整理となっていますが、本来ならば、このぐらいの大きなテーマであれば、やはり2年程度の期間をとってしっかり構え、法曹養成制度についての論点整理もやるというのであれば、例えば、このフォーラムでは東京大学と早稲田大学のそれぞれの法科大学院は拝見させていただき、それはそれでいろいろ学ぶところがあるわけですが、法曹養成制度全体の課題という観点からすると、もっといろいろな特徴を持った法科大学院もあれば、あるいはいろいろな問題を抱えているという課題もあるわけですから、そういうところを含めたヒアリングや検証、あるいは人口政策については、ここにある活動領域の分野だけではなくて、民事裁判、刑事裁判、行政訴訟などの裁判制度に関わる諸問題や司法アクセスの問題などの幅広い問題、また法曹需要の問題などがあるわけですから、そういうことを含めた全体のヒアリングなり、事実調査・検証ということをしっかりやるという構えを持たないと、ここでの論点整理は非常に中途半端なものになりかねないと思います。そういうことも展望した上で、ここで一くくりで5月までの進行案が書かれてあって、その先は見えないところで法曹養成や法曹人口も含めた論点整理をされると言われても、どの程度の論点整理がされるのか定かではありません。そういう意味で、私は中途半端な原案ではないかと受け止めています。

そういう点から、ヒアリングの対象も、今、私が申し上げたようなことを含めて、もう少し広げて、しっかりと議論をしていく構えをつくる必要があるだろうと思いますし、フォー

ラムの期間の点も含めて、是非、御検討いただきたいと思います。

○佐々木座長 ただいまのような御意見につきまして、ほかの委員から何かございますでしょうか。

○井上委員 丸島さんも十分お分かりの上でそういう意見を出されていると思うのですが、これはあくまでも論点整理であり、その先に本格的な議論をそれぞれの論点について行うことになるわけです。もう一つ、2年もかけて論点整理をやるというのは、社会の要求に対応しきれず、スピード感を持ってやらないといけないという。しかも、この論点整理の議論は、初めてやっているわけではなく、丸島さんも入っておられたワーキングチームというのが前にあって、そこで相当程度の論点の洗い出しはして、そのベースとしてヒアリングも行ってきたわけですし、また法科大学院関係については、中教審のほうでかなり年月をかけて、いろいろな洗い出しをしてまいり、そのデータはかなり蓄積されていて、それについては、このフォーラムでも最初のほうで紹介があったところです。

そういうものを踏まえて、全体について論点を洗い出し、その後、それらの論点について検証しつつ、検討していくということになるかと思うので、その中で、また必要に応じて、関係者から意見あるいは実情について聞いてみるということはあると思います。そういう形で取り組んでいけば、御心配のところは埋められるのではないかと思います。更に時間をかけ範囲を広げてというのはいかがなものかというのが私の感じです。

○丸島委員 井上さんと論争するつもりはないですが、延々、2年間も論点整理をやれというつもりはさらさらありません。もちろん集中してやったほうが良いと思います。しかし、今、論点整理の前提となっているヒアリングの範囲が活動領域のある部分だけですから、それでいいのでしょうかということをお願いしているのです。追加してのヒアリングも必要でしょう。また、今、井上さんが正に言われたとおり、ワーキングであれだけたくさんのヒアリングをしています、その資料はここに出していませんし、このフォーラムの委員の共有のものになっていないんです。だから、そういうことも含めて、ここの論点整理が全体の課題についての論点整理をするということであるならば、かなり補充しなければならない部分があるのではないかと思います。ヒアリングや検証の対象もこれで尽きるものではないだろうと思います。むやみに広げると言っているわけではなくて、検討すべき課題との関係でそのようなことが必要だということを指摘しておきたいと思いますし、その御検討を事務局でもお願いしたいと思います。

○佐々木座長 分かりました。

ほかに何かございませんでしょうか。座長としては一応、今日原案をベースにしながら、ただいま、御意見がございましたように、また、議論の過程の中で必要に応じた対応をとらなければいけないことも念頭に置きながら、事務局に作業をお願いするようにしたいと思います。基本的には、ただ、5月というのは我々の任期なものですから、その後のことまで我々がどうだ、こうだと言うわけではありません。

その後の話をどうするかというあたりも、恐らくやっている最中にいろいろなことがまた議論になるかもしれませんので、一応のこれを目安にさせていただきたいということで、4月、5月のプランについても、こういうスケジュール感を念頭に置いてということですが、スケジュールの問題も必要があれば、審議の途中でまたお諮りすることも出てくるかもしれませんが、とりあえず、本日のところはこのようなヒアリングのプランでいかがなもの

のかということで、基本的によろしいでしょうか。丸島委員の御要望は承りました、確かに承りました。

○丸島委員 座長の言われることはよく理解しているつもりです。むしろ、政府側に申し上げたほうがいいのかも分かりませんが、つまり、1年という任期になっているのですが、1年でできる範囲は限りがあります。政治情勢や諸課題がたくさんあるということは十分認識していますが、やはり、司法制度という三権の一つに関わる重要な課題でありますので、このような課題をめぐる検討が1年の先が分からないというのでは困ります。どういう器の中でやるのかという全体の枠組みを政府のほうでもきちっとつくっていただきたいと思います。1年で終わりだという前提なら終わりだという構えの仕方を私たちもしなければいけないわけだし、そこがどうもあいまいなままできているものですから、進行案についてのまとめもこのように苦勞されているのだらうと思います。むしろ、政府へのお願いということで申し上げたいと思います。

○佐々木座長 そういうことですね。その点については特に御異議はございませんので、どうされるのかはしかるべき段階で御判断をいただきたいということについては、座長としても人後に落ちるものではございません、個人的にどういう気持ちかは別の問題としまして。

それでは、このようなヒアリングのスケジュールを基本に置いて進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、今日もたくさん議題がございますが、よろしければ司法試験・予備試験結果報告のほうに入らせていただきます。それでは、事務局からちょっと時間がかかりますけれども、資料がたくさんございますので、松並さんのほうからお願いします。

○松並官房付 では、引き続き司法試験・予備試験結果の報告をさせていただきます。

資料4のレジメにございました第1の各試験の概要につきまして、その1の新司法試験の概要、この点から説明いたします。お手元の資料①、通し番号の1ページを御覧ください。こちらは新司法試験の概要についてまとめたものです。なお、新司法試験については併行実施されておりました旧司法試験の終了に伴いまして、現在の名称は「新」が取れて司法試験とされているところではございます。

資料①の一番上に司法試験の仕組みとございますが、これが新司法試験のことを指しているものでございます。新司法試験は裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験でございます。短答式試験と論文式試験による筆記の方法により行われております。

受験資格ですが、法科大学院課程の修了者と昨年からは始まっております司法試験予備試験の合格者でございます。受験期間と回数制限についてですが、法科大学院修了又は予備試験合格後、最初の4月1日から5年の期間内に3回の範囲内で受験することができます。例えば平成24年3月に法科大学院を修了した者につきましては、平成24年から28年までの毎年5月中旬に行われる5回の試験のうち、3回までの範囲で受験することが可能となります。

受験回数制限が設けられた趣旨について、次に補足して御説明いたします。1枚おめくりいただきまして資料②を御覧ください。

まず、制度の必要性について御説明いたします。従来の司法試験については受験競争の激化、合格率の低下により受験生の受験技術優先の傾向が顕著でありました。そして、法曹の

質を確保する上で重大な問題が生じている、あるいは長期間受験しても、結局、合格できない多数の司法試験浪人による社会的損失が看過しがたいといった弊害が指摘されていたところでございます。

そこで、これらの弊害を防止するために、新司法試験におきましては合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があると考えられました。すなわち、受験生の受験技術優先の傾向が顕著であるという問題点については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法制養成制度を新たに整備する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があると、こういう観点から合理的な範囲内で受験回数制限を設ける必要があるとされたところでございます。また、司法試験浪人による社会的損失が看過し難いという点については、受験生が滞留することにより新たな受験戦争が始まることを回避し、本人に早期に転進を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業でも活用するよう、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があるとされたところでございます。

そして、受験回数制限を設ける許容性としては、法科大学院修了者の相当程度が司法試験に合格すれば、回数制限が不当に法曹資格取得への道を狭めることにはならず、予備試験や再度、法科大学院に行き、受験資格を得て再チャレンジすることも可能であることから、認められると考えられたところでございます。

最初の1ページ目にお戻りいただきますと、新司法試験の実施日程ですが、毎年5月中旬ごろの4日間で短答式と論文式が行われております。受験者全員が両方の試験を受験することになります。試験科目等は資料の記載のとおりでございます。

続きまして、もう一つの資格の柱となっております予備試験ですが、その概要について御説明いたしますと、資料③、通し番号の3ページを御覧ください。予備試験は法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験で、短答式、論文式、口述式の各試験が実施されております。試験科目は資料に記載のとおりでございます。予備試験の合格者には法科大学院修了者と同様、5年間に3回までの新司法試験受験資格が与えられます。予備試験は昨年、初めて実施されており、その合格者は本年の司法試験から受験が可能となっております。

続きまして、平成18年から平成23年までの司法試験の試験結果の概要を御説明いたします。4ページ、資料④を御覧ください。資料の上にありますグラフとその下の表は、新司法試験の受験予定者数、受験者数、短答式試験の合格者数、それから、最終合格者数等の基本的なデータをまとめたものです。

まず、グラフを御覧いただきたいと思います。青色の部分が受験予定者数ですが、これについて注目していただきたいと思います。受験予定者というのは出願者中、法科大学院を修了した者のことを指します。平成18年試験の受験予定者は2,125人でありましたが、23年の試験まで新たに法科大学院を修了して受験する者が順次、加わってまいりますので、受験予定者数は年々、増加しております。23年試験の受験予定者は1万1,686人となっております。

しかし、新たに法科大学院を終了した者が受験予定者に加わってくる一方で、最終合格した者、あるいは先ほどの受験回数制限により受験資格を失った者が受験予定者から除かれていくことにもなります。そして、新司法試験も平成18年から数えまして、これまでに6回、実施されておりますので、3回の不合格、あるいは5年間の受験期間を満了して受験資格を

失う者も出てきているところがございます。そのため、出願者や出願予定者の増加も次第に止んできているところではないかと思われませんが、今後、この数の動向を見ていく必要がございます。

次に、グラフで青色の受験予定者数と緑色の受験者数の関係に注目していただきたいと思います。平成18年の新司法試験は、平成18年3月に法科大学院を修了した17年度修了者のみが受験しております。全てが既修者となっております。受験予定者2,125人に対し、受験者は2,091人です。平成19年の試験については既修者に加えて、初めて未修者が受験した試験であります。受験予定者は5,280人、実際の受験者は4,607人となっております。その後、受験予定者、受験者数とも順次、増加しておりますが、年数を経るに従い、受験予定者数と実際に受験した数の差が開いてきているという状況が見てとれます。個々の受験予定者が受験をしなかった事情を全て把握することは困難ですが、受験が可能でありながら実際には受験していない者が多く存在しているというのが、この数字から分かるというところがございます。

次に、受験者数と短答式の合格者数について見ていただきたいと思います。グラフでは緑色が受験者数、黄色が短答式の合格者数を示していますが、グラフの下にあります表の「(対受験者 短答合格率)」という欄を御覧ください。短答の合格率は平成18年から22年まで80%台から70%弱で推移しておりました。そして、最も低かった23年の試験でも対受験者数で64.5%の者が合格しております。

次に、最終の合格者数、合格率について御説明しますとグラフでは赤色の部分です。平成18年の試験では1,009人で、最終合格率が48.3%となっております。翌19年では1,851人で、合格率が40.2%でした。20年では2,065人と初めて2,000人を超えておりますが、合格率のほうは33.0%に下がっております。その後も合格者数は2,000人強で推移しましたが、受験者数の増加ということが伴っておりますので、合格率は低下していております。平成23年の試験では受験者8,765人に対し、最終合格者は2,063人、最終の合格率が23.5%となっております。

また、この資料の一番下に18年の試験から23年の試験までの間に資格喪失した者、その数を記載しております。なお、新司法試験の受験回数制限におきましては、当時、併行実施期間中でありました旧司法試験の受験歴、これもカウントされますので、ここで言う資格喪失者はその下に小さく米印で説明があるとおり、新司法試験における受験回数の対象となる試験を3回受験して合格しなかった者、ただ、3回目に旧司法試験を受験した者は除くということでカウントしているところがございます。

したがって、この表の数字には旧司法試験の受験歴がカウントされている者も中に含まれております。特に平成19年の2回目の新司法試験までで受験資格を喪失した者は、すべてその前に旧司法試験の受験をしておりまして、その受験歴がカウントされている者ということになります。また、この表にある以外に3回の受験資格を使い切らずに、場合によっては5年という受験期間を経過することによる受験資格を喪失した者が中にはいると思われませんが、統計上、この数はここに含まれておりませんので御了承ください。

以上が受験の状況でございますが、次に予備試験の結果について御説明いたします。おめくりいただいて5ページ、資料⑤を御覧ください。昨年、初めて実施された予備試験の結果についてまとめたものです。出願者は8,971人、そのうち実際の受験者は6,477人

でございました。このうち短答式試験の合格者が1,339人、対受験者の合格率で申しますと20.7%になります。そして、論文式試験の合格者は123人、口述試験で最終的に合格した者は116人ということになりまして、最終合格率は対受験者数で見ますと1.8%ということになります。

続きまして、これまでの新司法試験の結果について、幾つかの観点からもう少し詳しく御説明したいと思います。

まず、法科大学院別の合格状況について御説明いたします。おめくりいただいて資料⑥、6ページを御覧ください。こちらは、平成18年の新司法試験について、受験者の出身法科大学院別に最終合格者数の多い順、合格者の人数の多い順に並べております。合格者数が同じ場合は率の高い順、あるいはそれも同じ場合は五十音順に便宜上、並べております。左側に番号を振っておりますが、上位から10校ごとに便宜上、色分けしているところでございます。6ページが平成18年の新司法試験のものであり、7ページ以下、順次、各年ごとの試験の結果を整理したものをつけております。

例えばおめくりいただいて8ページを御覧ください。これは新司法試験の合格者が初めて2,000人を超えた平成20年の試験結果であります。見ていただくと、上位20校中にまず1番の合格者数200人の法科大学院から順次、下がっていておりますが、13番の法科大学院までは合格者が50人以上に上っております。20番の法科大学院では33人が合格しております。その一方、例えば41番の赤色に示している部分から下に位置する法科大学院では、合格者数が10人未満となっており、中には合格者数ゼロの法科大学院も3校あることが分かると思います。

また、平成20年とほぼ同じ合格者数でございます昨年の平成23年の試験についても御覧いただきたいと思っておりますので、11ページを御覧ください。1番の法科大学院は合格者数が200人を超えております。例えば10番の法科大学院までは大体50人を超える合格者を輩出しております。20番目の法科大学院でも30人以上が合格しております。その一方、先ほどと同様、38番の法科大学院から下あたりになりますと、10人未満の合格者数となっております。

また、右端には表の1番から各法科大学院までの最終合格者の数を足した累計を便宜上、記載しております。例えば10番の欄を見ていただきますと1,220人とありますが、これは1番から10番までの合格者数を足したものが1,220人になるという意味になります。これによりますと、全体の合格者2,063人に対して10番までで1,220人、20番までいきますと1,615人、30番までで1,812人、40番までで1,914人の合格者が出ていることが分かります。このように新司法試験の合格状況は、法科大学院によって大きく異なっております。ただいま見ていただいたのは20年、23年の試験についてのものですが、このような法科大学院による合格者数のばらつきは、各年の新司法試験に共通して見られる現象でございます。

次に資料⑦、12ページを御覧ください。こちらの円グラフは、今、見ていただいた表に基づき作成したもので、表の上から10番刻みで色分けし、その法科大学院の合格者数が全合格者数に占める割合を示したものです。表の色とグラフの色を一応、対応させておりますので、参考にしていただければと思います。

もともと、法科大学院によって学生の定員数や修了者数は異なりますので、合格者数では

なく合格率からも、これを見ても見る必要があるかと思えます。13ページの資料⑧を御覧ください。こちらは各年の新司法試験について、受験者の出身法科大学院を最終合格率が上位である順に並べた表になります。合格率が同率の場合は合格者数の多い順、率も合格者数も同じ場合は五十音順に並べております。また、この表におきましては、合格率10%刻みで色を付けております。番号25、26の間に横に太い線を引いておりますが、この太線より上は全体の平均合格率を出した場合、それを上回る法科大学院ということになります。

これを個々に見ていただきますと、先ほどと同様に、まず、15ページの平成20年のものを御覧ください。トップは合格率61.4%の法科大学院であり、平均合格率を超える法科大学院は19校になります。その一方で、一桁台の合格率の法科大学院が12校あります。うち3校は合格者数ゼロという状況ですので、合格率におきましても法科大学院ごとに大きなばらつきがある状況が見られるところでございます。

更に引き続き18ページを見ていただきますと、23年の試験のものを整理しております。こちらを見ますとトップ校は57.7%、平均以上の合格率の法科大学院は18校、他方、10%未満になりますと28校ございます。また、先ほどと同じように右端に最終合格者数の数を足した累計を記載してはいますが、合格率50%台の3番までで464人、40%の5番までですと697人、30%台の13番までで1,246人、20%台の25番までで1,641人、更に10%台の46番までで1,946人といった形になっております。

これも、このような法科大学院ごとのばらつき傾向が各年の試験について見られるところでございます。もっとも合格者数上位の法科大学院と合格率上位の法科大学院は、完全に一致しているわけではございません。合格者数は比較的多く輩出しているながら、合格率については高くないという法科大学院も散見されるところでございます。その一方、合格者数はそれほど多くなくても高い合格率を上げている法科大学院も存在するところでございます。おめくりいただいて資料⑨を御覧いただきますと、こちら、今、御説明して御覧いただきました表に基づいて作成した円グラフで、10%刻みの法科大学院ごとの色分けで整理したものでございます。

次に、合格者・合格率について、これまでの各試験の累積合格者数及び累積の合格率について御説明いたします。資料⑩、20ページを御覧ください。新司法試験の累積合格者数・合格率の表になっております。ここで整理しております累積合格者数と申しますのは、法科大学院の修了年度を基準にしたものでございまして、修了年度ごとの合格者総数のことを意味すると御理解いただければと思います。例えば平成17年度修了者は平成18年の試験から平成22年の試験まで、この5年間の受験期間中に3回までの受験が可能です。その期間中に最終合格した人数の合計が平成17年度修了者の累積合格者数ということになります。

また、表の右のほうにございます累積者数の欄にある受験者実数というのは、その年度の法科大学院修了者のうち、新司法試験を1回以上、受験した者の数という意味ですので、1回でも2回でも受験した人がいれば、それはいずれについても1人ということで算入しているところであります。そして、ここでは修了年度の受験者実数に占める累積合格者数の割合を累積合格率ということで整理しております。

実際にこの表を御覧いただきますと、まず、平成17年度の修了者につきましては、受験

者実数2, 122人中, 1, 518人が合格しております。この累積合格率を見ますと71.54%ということになります。同様に, 平成19年の試験から平成23年の試験まで受験期間があった平成18年度の修了者につきましては4, 244人中, 2, 188人が合格して, 累積合格率が51.56%となっております。同様に, 19年度修了者の累積合格率は47.84%, 20年度が47.66%, 21年度修了者が42.72%と, 22年度の修了者が32.50%といった具合になっておりまして, ただ, まだ平成19年度以降の修了者につきましては受験期間が残っておりますので, まだ, 3回, 受験していない者につきましては, 今後の試験を受けることができますので, 合格者が増える可能性というのはまだあるところでございます。

そして, この累積合格率については法科大学院別の状況をこれについても明らかにしてみました。21ページをおめくりいただいて資料⑩, これがその全体の結果になっております。こちらは法科大学院別に平成17年度から22年度までの各修了年度ごとの受験者の先ほどの受験者実数, それから, 累積合格者数等をまとめたものとなっております。その内容は先ほど見ていただいたものと同様になっておりまして, これにつきましても10%刻みで色分けしておりまして, 見ていただければお分かりのとおり, 上位のほうは70%を超えておりますし, 60%台後半で70%に近い法科大学院もあります。その一方, 合格率一桁台や10%台の法科大学院も現に存在しており, ここでも法科大学院ごとに大きなばらつきが認められるところでございます。

ちなみに, これまでの新司法試験の受験者実数の合計は右の欄の一番下, ちょっと小さくて見にくいですが, 2万3, 432人ということになります。そのうち1万1, 105人が合格しており, この全体の合格率を見ますと47.4%ということになります。この合格率を超える法科大学院は表の太線がございますが, 上にある16校ということになるところでございます。次に, 22ページの資料⑪を御覧いただきますと, ただいまの表を円グラフにしたものですので, 御参考にしていただければと思います。

次に, 先ほど受験回数制限が設けられた趣旨について説明いたしましたが, これとの関連で法科大学院の修了時からの年数別の合格状況について, 若干, 御説明いたします。23ページ, 資料⑫を御覧ください。ここにございますとおおり, この表ですが, 修了1年目の試験の合格率がやはり一番高いということがお分かりいただけるとと思います。年数を経るに従って合格率が低下していく傾向は, いずれの修了年度におきましても共通に見られる傾向でございます。そして修了3年目までは二桁台の率を保っているところでございますが, 4年目には半分以下, そして最も落差が大きいときには5分の1程度の一桁台にまで落ち込むというのも, これまでのところ, 各年度の修了者に共通して見られる傾向でございます。その下の表は各年度の修了者ごとの受験者数, 合格者数, 合格率を数字で一覧表に整理したものであり, 上の表の基礎になっている数字でございます。

次に, 既修・未修の別について合格率の状況を御説明したいと思っております。24ページ, 資料⑬を御覧ください。こちらは各試験について既修・未修の別と, 非法学部出身・法学部出身の別についてまとめております。既修・未修, それぞれの全体という欄を比較しますと, 既修者よりも未修者の合格率が低いと, そういう傾向が見てとれるところでございます。しかし, 既修者, 未修者, それぞれの中には法学部の出身者とそうでない者がいますので, その点にもやはり注目していく必要があるかと思っております。

25ページ、資料⑮を御覧ください。まず、最近の傾向としまして、受験者中に占める未修者の中の法学部出身者の割合が増加してきていることが分かります。未修者が初めて受験した平成19年の試験から21年の試験までは、既修者の中の法学部出身者の割合が最も高かったところがございますが、22年、23年の試験では未修者の中の法学部出身者が最も多くなっておりまして、ついで既修者の中の法学部出身者という順序になっております。しかしながら、未修者の中の法学部出身者は、既修者の法学部出身者ほどには合格率は上がっておりません。

前後になって申し訳ございませんが、24ページの資料⑭に戻っていただきますと、例えば平成20年の試験では、既修者の中の法学部出身者の対受験者最終合格率は44.5%である一方、未修者の中におります法学部出身者の対受験者最終合格率は22.1%、これは数字的に見ますと、未修者の中にいます非法学部出身者の23.1%よりも低いというような状況になっております。これは平成21年の試験でも同様の傾向が出ております。平成22年、23年の試験では、未修者の中の非法学部出身者と未修者の中の法学部出身者の最終合格率は逆転しましたが、それでも未修者の中の法学部出身者の最終合格率は、既修者の法学部出身者のそれに比べると、半分程度というレベルになっているところがございます。

次に資料⑯、26ページを御覧ください。こちらは旧司法試験と新司法試験の最終合格者の中で、法学系の出身者、非法学部系出身者の数を明らかにしたものでございます。全体としては非法学部出身者のパーセンテージは、新司法試験においても若干下がっていった傾向にございますが、まだ、これからの状況を見なければ、全体としては分からない状況にあると思います。

最後に資料⑰、27ページを御覧ください。予備試験受験者等の属性について若干、この表に基づいて御説明したいと思います。これは予備試験の出願時における自己申告をもとに、予備試験の受験者、最終合格者等の属性をまとめた表でございます。性別、年齢別、職種別とありますが、その中でも1枚めくっていただきますと28ページですが、こちらは出願時の自己申告に基づき、受験者等について最終学歴別に分類した表でございますが、その中で法科大学院修了者という欄がございます。上から4つ目ぐらいでしたかね。受験者336人に対し、短答合格者は166人、論文合格者は21人、最終の合格者が19人となっております。予備試験は昨年に始まったばかりですので、昨年の予備試験の合格者が本年、初めて司法試験を受験しますので、そのデータも含めて予備試験というものを考えていかなければならないところであり、今後、引き続き分析する必要があるかと思われま。

長くなって申し訳ございませんが、新司法試験と予備試験に関する説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

いろいろ御質問等がおありかと思いますが、後でまとめてお願いしようかと、何分、今日、いろいろ御説明が多いものですから、御了承いただければと思います。

次に、最高裁判所から二回試験の結果について御報告いただきます。小林さん、よろしくお願ひします。

○小林最高裁判所事務総局審議官 最高裁判所からは、机上配布資料のうち、資料5を提出させていただいております。これらの資料は、前回のフォーラム以降、新64期司法修習生が昨年12月中旬に司法修習を終了し、新たに新65期司法修習生が昨年11月下旬に司法修

習を開始するなどしましたので、これまで提出いたしました基礎資料のうち、机の上の黄色のファイルの中の関連する資料を更新させていただいたものでございます。

具体的には、この黄色の基礎資料のファイルの資料36の参考資料として出しておりました新64期の司法修習日程につきまして、今回、資料5の1枚目のおり、新65期司法修習日程に更新させていただきました。また、黄色のファイルの資料37、司法修習生採用者数を、資料5の2枚目のおり、新65期、現行65期の採用者数を加えたものいたしました。なお、現行の65期をもちまして、旧司法試験に合格した人を対象とします現行型修習は終了するということとなります。また、黄色のファイルの資料38として提出させていただいておりました司法修習生考試に関する資料に、新64期司法修習生の司法修習生考試、いわゆる二回試験の結果を加えたものが、今回配布いたしました資料5の3枚目ということになります。

そこで、資料5の3枚目に基きまして、説明いたしたいと思えます。

まず、前提となります新しい法曹養成制度の下におきます司法修習の意義や位置付け、具体的な内容につきましては、既に当フォーラムにおきまして、事務局や私どもから説明させていただいておりますところです。簡単に説明いたしますと、新司法修習では、法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提にしまして、生きた事件を素材として個別に指導を受けながら、法律実務家としてのスキルとマインドを臨床的かつ体験的に修得する課程でございます。1年間の修習終了後に二回試験が行われ、司法修習生はこれに合格いたしますと、司法修習生を終えて判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられることとなります。

この二回試験は、判決書や最終準備書面の作成技法などといった、法廷実務を対象を限定して形式的な知識や能力を問うというものではございませんで、様々な分野の活動に応用できる汎用的な力、すなわち、紛争の本質やポイントを把握し、それを解決するのに必要な思考過程を問うものとなっております。法律実務家に求められる最低限度の資質、能力を備えているかどうかを判定するものということになります。二回試験は、司法修習生考試委員会によりまして厳正に実施され、合否判定が行われているところでございます。

この二回試験の結果が資料3枚目のおりでございます。不合格率の推移を見てみますと、平成19年度、新60期でございますが、このときの不合格率は7.2%でございました。平成20年度、新61期の不合格率は6.1%、平成21年度、新62期が3.6%、平成22年度、新63期が4.4%、そして昨年11月下旬に行われました平成23年度、新64期でございますが、これが2.7%となっております。年によって若干、上下が見られますものの、不合格率は数%程度ということになっております。

二回試験は、先ほど申し上げましたように、法律実務家に求められます最低限度の資質、能力を判定するというものでございまして、この試験の性格に照らしましても、まじめに修習を行ってきた者にとっては、難度が高い試験とはいえないと思えますが、それでも、民法、刑法などの基本法における基礎的な事項についての論理的、体系的な理解が不足しているために事案に即した具体的分析ができていない場合、あるいは事実認定の基本原則などのごく基本的な考え方が身に付いていないことが明らかな場合など、一定の修習生については不合格と評価せざるを得ないのが現実でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

先ほど、後でまとめてという話もしましたけれども、試験関係はここで一段落なものですから、一つ、二つ、御質問があればここでいただきたいと思いますが、副大臣から御質問が出ておりますので、それでは、藤田副大臣、お願いします。

○藤田財務副大臣 本年もよろしくお願いいたします。

今日は衆議院の本会議をやっている関係で、参議院は森さんと私なので、森さんが所用がございまして私だけ政務三役から出席で恐縮でございます。先ほどの御説明がございましたが、回数制限について私の実はメールに投稿が来ておりまして、回数制限によって自殺者まで出ていると。それで、言わば選挙であれば何回落選しても立候補できるのに、弁護士試験だけは回数制限があるというのは憲法違反じゃないかと、未修率が16%というようなこと、メールですから来たんですけれども、ただ、その中で昨年7月11日のニューヨークタイムズに非常に長い記事が出ておりまして、今、さっと読んでいたんですけれども、要するに見出しが日本の法曹制度というものがバーを高くしていると、バーということをかけて垣根を高くしている。

それで、先ほど来、お話が出ておりました未修率が高いこととか、それから、もともとはかなりの方を合格させるつもりでいたのに、そうではないのではないか、それから、法科大学院も結局、一番高いところでも50%ぐらいしか合格率がないのではないかと等々が出ておりまして、かなりの方が引用されておりまして、それで、一つには法科大学院の問題以上に試験内容が難し過ぎると、特に短答式で丸暗記しなければ、朝9時から夜まで週末も含めて一生懸命、勉強してもなかなか合格できないと。

それで、旧制度と今と2004年以降ですか、変えたにもかかわらず、そういった実態が変わらないのではないかと。それから、新しい制度ではある意味では非常に広範囲な知識、教養、経験等を持った弁護士さんといいますかを目指したにもかかわらず、逆にそういう試験の中身であるので、非常に限られたタイプの方が合格をしているのではないかと等々、これはニューヨークタイムズで相当、大きな記事だったろうと思いますけれども、出ております。

同じように制度を変えた韓国の場合には、非常に合格率も高く、それから、法科大学院の数を限定をし、それから、1年間の法学部の学生数を限ったことによって、75%の合格率を持っていると。だから、制度を変えるにしても、もともと目指したものに即した結果を出すようなものを出すべき、さっと読んだだけですから正確ではないかもしれませんが、ただ、ニューヨークタイムズにこういうような形で取り上げられて、今のような形が出ておるといふことと、回数制限によって新しい制度が今度、始まったということですが、自殺者というのがほんの限られた数かもしれませんが、そういうメールで意見が寄せられてきたということがございますので、紹介を申し上げるとともに、こういったことに関して担当の方から何かコメントがあれば、承りたいと思った次第です。

○佐々木座長 大変多岐にわたる問題提起といえますか、あるいは御質問でしょうか。

○藤田財務副大臣 記事はそうだった。回数制限、それから、短答式の中身、それから、制度を変えて本来の目的と、実際、変えた後の成果が上がっているか、その三つぐらいかと思うんですが。

○佐々木座長 なかなか難しい問題ですけれども、従来の経緯もいろいろあるかと思っておりますので、それでは、井上さんからとりあえずお願いします。

○井上委員 いつも火の粉をかぶるつもりで口火を切らせていただきますけれども、今の財務

副大臣のお話にあった自殺者という点については、事実を確認しようがないので何ともコメントできません。受験が、回数制限それ自体については、私もそれを検討する会議体に加わっていましたので、一言申しますと、先ほど御紹介がありましたような趣旨で取り入れられたもので、合理性があると私は考えています。

というのも、それ以前は一発勝負の司法試験だけで法曹資格者を選抜する制度である上、その試験の受験回数に制限は全くなく、長年にわたり何度も受験するという人が少なくなく、多くの滞留者が出て、競争倍率が3%という他に比類のないような異様な受験競争状態になっており、いろいろな弊害をもたらしていた。そのことの反省に立って、司法試験の前に法科大学院における教育の課程を経させることとし、司法試験はその教育を踏まえたものとするという法曹養成のシステムとするとともに、その教育の効果がどれぐらいもつのかという観点から、多くの人々が一致して、3年ないし3度の受験ぐらいであろうということで、受験回数制限を設けた。ですから、受験回数制限は新たな法曹養成制度の趣旨から導かれるものであり、3度というところに重点があったわけで、ただ、3年で3度としてしまいますと、いろいろな事情で受験できない人もいるかもしれないということで幅を5年としたというのが経緯です。

確かに、3度目を迎えつつある人にとっては、その回数制限を緩めればチャンスが増えるように見えますが、例えば5回にするとか、あるいは無制限にしてしまいますと、全体としての合格率は確実に下がる。10%台、更にはそれをすら下回り、従前のような数値に近づいていく。そうしますと、受験者個々にとっても5回は受けられるけれども、5回受けて合格の確率は上がるわけではなく、かえって下がってしまうのです。例えば10%の合格率の試験を5回受けたからといって、受かる確率が50%になるわけではない。5回全体として10%でしかないわけです。ですから、個々的に見れば何人かはそれでチャンスが増えるかもしれないですけども、むしろ多くの人にとってはチャンスが減ることになるので、全体として受験者の利益になるわけではないのです。

もう一点だけコメントしますと、韓国では確かにロースクール（法学専門大学院）の数を25校に絞って1学年の定員を2,000人としています。これは、しかし、そういう規制ができる環境にあったということで、いわばトップダウンで枠を設けてロースクールを設置することができたのですが、我が国でそういうことができる状況にあったのかということ、そうではなかったということだと思います。

その韓国でも、最初の修了者がこの2月に出ますが、今月実施され4月に結果発表予定の弁護士資格試験では、1,500人を合格させるということで合意されていると聞いています。2,000人の1,500ですから75%の合格率ですけども、これは毎年、数が保証されているようではどうもなくて、その都度、話し合い等で決めていくということで、しかも、受からない人がいますので、それが滞留していくわけですね。それがたまってきたときにどのぐらいの合格率になるかというのは、まだ、何年かたたないと分からないところがあります。なお、この1,500というのは、人口比で換算すると日本では3,000人強に相当し、ロースクールの定員の2,000人というのも人口比でいうと4,000人強ですので、両国の間でそれほどかけ離れた数字ではないのではないかと、私などは見えています。

○佐々木座長 何か先ほどの副大臣からの御発言に関連して、ただ、時間が余りたくさんないものですから、手短に何か御発言をこの際、されるという方がいらしたら、どうぞ、御発言

を、副大臣も御関心があるということでございますので、何かございますか。山口さん、どうぞ。

○山口委員 3回以上受けている人が、例えば4回、5回、6回と受ける人がいると、何か、そのことによってどういう問題が起きるのかというのが、先ほどの資料②のところでもよく分からないんですが、つまり、受ける側からいうと、ほかの仕事、どこを受けるときも、おまえ、3回も受けているから、もう受けては駄目だよというような会社はないわけですよ。だけれども、どうしてそういう制限をされなければいけないのかという不満が起きるのは当然だと思うんですね。それをわざわざ制限したというのは、4回、5回も受けているやつがいるとすごく迷惑だと、制度として迷惑だと、問題が起きると、だから、やめてくれとよほどのことがないと余り言えないと思うんですね。

本人にとっても長々と受けさせているのはよくないというのは本人の勝手な話で、だから、それを制度で決めることではないと思うんですね。だから、一つは卒業して5年間ぐらいが限度だから、いつまでも資格を持たせるのはよくないというのは一つあるという気がするんですけども、3回とか、4回とかという回数を決めなければいけない理由というのがどうもぴんとこないんですよ、普通の感覚でいうと。もうちょっと説得力があるような話があるのかなと思ったんですけども、もう一度、4回、5回、6回なんて受けてくる人がいると、これはよくないんだというのをもう少し端的に言っていただけると有り難いんですけども。

○井上委員 私どもがその当時最も意識していたのは、それまでの過度の受験競争状態の解消ということで、とにかく一発勝負で受かれば資格が与えられるという制度の下で、ともかくも受かるためにはということで多くの人が受験技術中心の勉強をし、過熱状態であった。質的に豊かな法曹の養成という視点からするという健全とはいえない状態にあったので、それを解消してあるべき養成のシステムを構築しなければならないということが、ベースにあった。そのために、法科大学院における教育のプロセスを前に置いて、それと司法試験を連携させる。むろん試験による選抜というものには限界があるということを前提にしているのですけれども、その試験内容とか方法を含め、法科大学院での教育を反映するものとして、選別を行うというシステムにした。その際、法科大学院で教育を受けた効果がどのぐらいものか、科学的に厳密に実証できる問題ではないですが、関係者の経験的な判断からすると、3年、3度ぐらいいかなということで、ただいろいろな事情で受験できないこともあるということを考えて5年間で3回ということにしたということであったわけです。

○山口委員 ただ、効果がある、なしは、結局、試験結果にあらわれてくるわけだから、それで、もし、ある人が5年たっても10年たっても効果を持っていれば、10年後にも受かるわけですから、だから、試験の結果でもってそれが反映されると考えれば、制限する理由には僕はならないと。

○井上委員 それは、要するに制度全体として健全な形を保つためにはどうすればいいかという見地からくるものだといえます。エピソード的に一人一人がどうだということ……。

○山口委員 エピソードではなくて。

○井上委員 いや、一人一人についてはそう言えるかもしれないのですけれども、そういうことが積み重なっていくと、どういうことが生じるのかということなのです。試験ですので、やはり、受験のテクニックを磨くことによって突破できる部分もあるわけで、従前のように

受験競争が過熱すると、そちらのほうに重点が置かれる結果となってしまう。ロースクールで学んだ効果として法曹資格を与えるのに十分な学力があると判定するために、どの辺で線を引くのかということなのです。制度を健全に保つためにはどこかで線を引かざるを得ない。その引き方が合理的であったかどうかというのは議論の余地があるとは思いますが。

○佐々木座長 これはやり出すとまた議論が出ますので、ここでストップをお願いします。本件については、議論する機会はあると思いますので、それでは、副大臣、申し訳ないんですけども、幾つか情報は得られたかと思いますが。

○藤田財務副大臣 この記事は少し置いていきましょうか。

○佐々木座長 それでは、次の御説明に移ります。日本弁護士連合会から就職状況について御説明をいただきます。若旅オブザーバー、よろしくお願いをいたします。

○若旅オブザーバー オブザーバーの若旅でございます。初めに、座長、説明の便宜上、補助としてポンチ絵11枚を配布したいんですけども、正式に御承認いただきたいと思います。

○佐々木座長 それでは、追加資料を事務局から皆さんに配っていただくということによろしいですか。それでは、事務局、若旅さんからそれをもって、皆さんに追加資料ということで配ってください。ここには入っていませんので。

○若旅オブザーバー それでは、時間ももったいないので、ポンチ絵と関係ないところで、冒頭、始めさせていただきます。司法修習……。

○佐々木座長 ちょっとお待ちください。私、今、これを拝見しておりますので。確かに時間はもったいないのでありますが、時間はちゃんと確保しますから。

私からは、ただいま、資料は事務局を通して配られましたが、今日の御説明は終了者の就職状況についての御説明ということでお願いしておりますので、その趣旨に沿って時間内でお願いしたいということでございます。この資料につきましては説明のための補助資料ということの取扱いをさせていただきたいと思います。それでは、どうぞ、始めてください。失礼しました。15分程度ということでお願いします。

○若旅オブザーバー それでは、司法修習終了者の就業状況と課題について報告させていただきます。まず、資料でございますけれども、40ページ以下、45ページと大変大部でございますので、適宜、ポンチ絵のほうも御覧いただいて説明させていただきます。

修習生は通常、判・検事に任官するか、弁護士登録して弁護士として就業します。新人弁護士の多くは法律事務所に採用されますが、自分で事務所を持ち、開業する人もいます。これは即独と言われております。また、法律事務所の採用形態は勤務弁護士としての採用が原則ですが、机だけ置かせてもらう、いわゆる軒弁も増えております。また、企業内弁護士になる者もわずかですが、おります。

平成23年度の例では、12月に1,991名が修習を終了し、そのうち、98名が裁判官、70名が検察官、1,423名が弁護士に一括登録しております。それ以外に弁護士登録していない修習終了者が400名おります。いわゆる即独は推計では52名でございます。企業内弁護士は49名、官公庁就業はなしということでございます。希望しながら弁護士登録できない、あるいはやむを得ず、即独又は軒弁となって登録する修習終了者が年々増加する傾向にあり、いわゆる就職難として社会問題化しております。

ポンチ絵の2ページを見ていただきたいんですけども、これは最近5年間の一括登録時における弁護士未登録者数の動向を示しております。例えば新司法試験組については平成1

9年では32人であった未登録者数が平成23年では400人になっております。旧司法試験組はもっと厳しい状況でございます。修習生がどれほど苦勞しているか、司法研修所の弁護士教官、全国の実務担当の弁護士などが修習生のためにどれだけ尽力しているか、私ども弁護士は日常的に実感しているところですが、フォーラムにおいてもいわゆる就職難の実情について検証いただければと思います。

ポンチ絵の3ページを見ていただきたい。これはあくまで参考ということですが、弁護士未登録者増加の要因についての日弁連の認識です。直接的な要因としては求人数を上回る弁護士希望者がいること、弁護士の需給バランスが崩れていて、その傾向がますます大きくなっている。関連する要因としては人口増に見合った弁護士の活動領域の拡大の伸展が見られない、それから審議会意見書で想定された法的需要の増大が見られない、判・検事任官数が長期的に低迷していることなどが考えられます。

次に、ポンチ絵の4ページを見ていただきたい。弁護士による就業支援活動をこれから御説明しようと思いますが、その説明の前提として、なぜ、弁護士会が新人に対する就業支援に熱心に取り組んでいるかと、その理由について簡単に説明したいということでございます。就職難に対する日弁連の認識です。問題点として6点ほどに整理してみました。人材が活用されない国家的・社会的損失、法曹志望者の激減、OJT確保の困難、業務基盤を持たない新人・若手へのしわ寄せ、就職活動による司法修習への影響、中・長期に見た質の全般的低下への懸念の6点です。

すべてに触れることはできませんが、簡単に触れさせていただきます。

まず、①の社会的損失等の点ですが、資格を得た個人に着目すれば、自由競争だから仕方がないということかもしれませんが、多くの時間と公費をかけてせっかく養成した人材に仕事がない、活用されないというのは大きな社会的損失だろうと。国の司法政策として司法を担う人材の育成・活用という次元からも、考える必要があるのではないかとということです。

2番目の法曹志望者の激減については、合格率の低いことが一つの要因でございますけれども、難しい試験に受かっても仕事がないという社会のメッセージは、それに劣らぬ大きな要因ではないかと、こういうことでございます。

それから、3番目の、OJT確保の困難という点ですが、新人弁護士が一人前の弁護士に育つためには、先輩弁護士と一緒に仕事をして経験を積むことが極めて重要です。新人弁護士には業務基盤がないという点もさることながら、利用者の利益に関わる質の確保という点で、OJT不足は重要な意味を持っております。

こういう観点から即独の弁護士に対しても、弁護士会がチューター制度その他の就業支援を行っております。先輩弁護士が後輩弁護士の面倒を見て育てようという姿勢は、プロフェッションとしての責務に基づくものであり、今後とも重視していきたいと思っております。日弁連は、ますます深刻化していく未登録者の増加傾向は、改革を成功させるためには決して好ましいとは言えない問題状況であり、何とか解決したいと考えております。そして、実際にもこの問題状況を打開するために、弁護士になりたくても就業できない新人などに対し、就業支援を行い、それとともに活動領域拡大の努力を尽くしてまいりました。

4番、5番、6番については省略します。

それから、次にポンチ絵の5ページを見ていただきたいと思っております。これは弁護士会が取り組んできた主な就業支援活動を列記したものです。詳しくは資料11ページから16ページ

ジを御覧いただきたいと思います。その要旨を要約したものでございます。

1 番は法律事務所の求人、修習生の進路内定、未登録者の動向に関するアンケート及びヒアリング調査。2 番目に全国弁護士会、全会員、関連諸団体への採用要請及び採用に関する協議会の開催。3 番目に全国弁護士会及び日弁連に、新規登録弁護士の受入対応窓口、それから、日弁連就職情報窓口の設置をいたしました。4 番目に修習生を対象とした採用情報説明会及び相談会を開催しております。5 番目に「1 人で事務所を運営している弁護士の方へ」など冊子を発行しております。それから、6 番目に日弁連ひまわり求人求職ナビの設置による求人・求職情報の全国一元化、修習生への情報提供活動及び求職者情報登録カードの運用をしております。それから、7 番目、最後になりますけれども、独立開業支援のためのメーリングリストの開設・運用、チューター制度の創設、それから、即時・早期独立開業マニュアルなど冊子の発行をして、即独弁護士への各種支援活動を行っております。なお、資料 1 4 を後ほど見ていただきたいんですけども、全国各地弁護士会における即時・早期独立開業弁護士に対する取組の状況の詳細がまとめられております。

それから、資料 2 を見ていただきたいんですけども、これは一括登録から 1 年を経過した時点までの未登録者数の推移を示したものでございます。4 5 分の 2 でございます。弁護士会が中心となって法律事務所や企業等に協力を求めて、未登録者数は 1 年を経過する中で徐々に減少する成果を上げております。しかし、この中にはやむを得ず、即独や軒弁で登録した人も含まれている上、減少のペースが当初よりかなり時間を要するようになっており、新人の就業が年々、ますます困難になっていることを示しております。

次に、ポンチ絵の 6 ページを見ていただきたいと思います。これは法曹の就業状況に関わる今後のフォーラムにおける検証を必要とする事項を明らかにするという観点から、就職難問題を解決するための課題を 3 点にまとめたものでございます。1 番目に弁護士活動領域の拡大、2 番目に判・検事の増員、3 番目に法曹人口増員ペースの見直し（急増から漸増へ）ということでございます。

まず、①の活動領域の拡大でございますけれども、ポンチ絵の 7 ページを見ていただきたいと思います。これは日弁連が行ってきた活動内容の概要の一覧でございます。詳しくは資料の 5 から 9、それから、1 7、これを要約したものでございます。日弁連は採用側の企業、官庁、自治体に対するニーズ調査から始めました。

例えば平成 2 1 年 1 1 月に全国 5、2 1 5 社に対する調査では、約 1、2 0 0 社から回答を得ましたが、採用予定ありがわずか 2. 2 % であり、9 8 % 近くが採用予定なしとのことでした。また、自治体については 1、7 9 7 の全国都道府県・市区町村を対象に調査し、1、2 2 6 自治団体から回答を得ましたが、採用予定ありがわずか 0. 2 % でございました。企業内弁護士、官庁・自治体への弁護士の就業状況の詳細については、資料 6 から 9 を後ほど御覧いただきたいと思います。また、経団連、経済同友会、経営法友会など経済団体及び法務省、文科省、人事院、法科大学院協会との協議や要請、組織内弁護士推進のための全国各地でのキャラバンなど、弁護士会はできる限りの活動領域拡大のための取組を行ってきたものと自負しております。

ポンチ絵 8 ページは、企業内弁護士と任期付き公務員の最近 7 年間の推移でございます。成果の一つとして、例えば平成 1 7 年に総数 1 2 2 名であった企業内弁護士は、平成 2 3 年には 5 8 8 名になっております。しかし、その成果はいまだわずかなものです。なぜ、活動

領域拡大の見るべき伸展が見られないのか、司法改革10年を経た今日、その要因をきちんと検証し、実情を踏まえて国の政策として立法措置などの具体的な制度改革を実施する必要があります。なお、中でもドイツなどで普及している弁護士保険の拡充は、法律扶助の拡充とともに是非とも強調したいと思います。また、中小企業の海外展開業務への法的支援について、日弁連内にワーキンググループを立ち上げ、具体的なパイロット事業を始めようとしております。

次に、資料10との関係でございますが、判・検事の増員についてです。ポンチ絵の9ページを見ていただきたいんですけども、最近5年間の判・検事の任官動向と弁護士登録の比較をしてあります。裁判官は毎年100名程度で横ばい、検察官は113名から70名程度へと減っております。

次に、ポンチ絵10ページですけども、これは審議会意見書の平成13年から10年間の法曹三者の人口推移を示したものです。この10年間で裁判官は計607名、検察官は計373名、弁護士は計1万2,272名が増加しております。

次に、ポンチ絵11ページを御覧ください。これは裁判所支部における法曹三者の配置状況の一端を示したものでございます。弁護士過疎の解消と書いてありますが、平成5年当時、全国203裁判所支部のうち、弁護士ゼロ・ワン支部が50支部・24支部でしたが、平成23年12月にゼロ・ワン支部いずれも解消いたしました。それから、裁判官、検察官の不足ということですが、平成22年8月現在、全国203支部のうち、裁判官が常駐していない支部は46か所、検事が常駐していない支部が128か所に上ります。裁判は弁護士だけでは成り立ちません。判・検事数の適正な確保は司法を国民に身近で利用しやすいものにし、社会の法的ニーズを拡大する重要な基礎的インフラです。この課題についてもこれからのフォーラムのヒアリングに、是非、加えていただきたいと思っております。

次に、③の法曹人口増員ペースの見直しですが、法曹三者は毎年、500名程度の減少が見込まれております。毎年、2,000名の司法試験合格者で、毎年、1,500名の法曹人口が増員になります。この増員ペースは法的ニーズと弁護士の活動領域拡大の現状からすれば明らかに急ぎ過ぎであり、そのために就職難が年々、深刻さを増しております。フォーラムにおいて、今後、弁護士の活動領域や判・検事増員といった諸課題をどれだけ具体的に進めていくことができるか、御検討の上、バランスのとれた適切な法曹人口増加ペースを御議論いただきたいと思っております。

最後になりますが、就職難という問題状況は、言いかえれば司法改革を支える車の両輪とも言うべき制度的基盤の整備と、人的基盤の整備をいかにバランスよく進めていくかという課題でもあります。法曹三者は法科大学院、関係省庁、国民各位との連携と協力を得て、ともどもに困難な課題を克服していきたいと、こう考えますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

御質問があらうかと思いますが、まず、ほかの御報告が終わってからにさせていただきますと思います。

次に、前回の会合で実施しました法科大学院の視察結果について、委員から御報告をお願いしたいと思います。まずは早稲田大学法科大学院の視察につきまして、久保委員から御報告をよろしくお願いいたします。

○久保委員 それでは、御報告いたします。お手元の資料7を御覧ください。

平成23年12月13日午前9時40分から午後0時10分の日程で早稲田大学法科大学院の視察を実施いたしました。滝法務副大臣、森文部科学副大臣のほか、9名の委員等が出席されました。

最初に、滝・森両副大臣から御挨拶をいただきまして、引き続き、早稲田大学法科大学院の石田研究科長と古谷教務主任から、資料7の別紙に基づきまして法科大学院の概要について御説明をいただきました。

2枚めくっていただきまして、別紙の1を御覧ください。早稲田大学法科大学院は当初、未修者を中心に開設され、両者の区別なく入試を実施していたとのことですが、その後、徐々に他学部出身者とか、社会人の出願者に減少傾向が見られたことなどから、平成23年度からは既修者の入試と未修者の入試を分割して、出願時点からいずれかを選択して出願する方式に変更されました。他学部出身者、社会人につきましては、50人をめどに優先的に入学させる制度を設けたとのことでありました。

別紙の2の在籍者数ですが、未修者は535名、既修者は234名とのこと。また、多様な人材を多様な分野に輩出するということを目標に、別紙の3のとおり、様々な分野にわたる多くの科目が開設されております。

別紙の4、5を御覧ください。早稲田大学法科大学院ではリーガルクリニックとか、エクスターンシップに力を入れておりまして、平成23年度のエクスターンシップの実施状況は、法律事務所のみならず、官公庁、自治体や企業、その他団体なども含めまして117機関に146人の学生が派遣されており、学生のモチベーションを上げる効果が大きいそうです。

1枚めくって、別紙の6を御覧ください。交換留学生制度も設けられております。平成16年度から平成23年度まで20名が留学し、うち10名がニューヨーク州司法試験合格という実績があるとのことでした。

別紙の7の司法試験の結果についてでございますが、石田研究科長は、「大規模法科大学院の中では決してよいほうではない。」とおっしゃっておられました。しかし、未修者の合格率は全国でも上位です。これまで未修者のほうが圧倒的に数が多いために、既修・未修を合わせた全体の合格率では8位ないし9位になるということのようです。

別紙の8、就職状況についてですが、民間法律事務所のほか、民間企業や官公庁等への就職者も増加しており、これまでのように法律事務所だけではなく、他分野に進出する意欲のある方が増えているとのことでした。

この後、引き続き、今度は資料7の最初のページに戻っていただきまして、第4の4にあるとおり、3グループに分かれて約25分間、授業を見学いたしました。私は戸波教授の憲法の授業を見学させていただきました。レジュメをベースにして学生を指名しながら講義は進められており、緊張感のある授業が行われておりました。未修1年生のクラスでしたが、大学院側の事前説明で、「全くの素人が半年後にどうなったかを見ていただきたい。」と言われたとおり、授業では基礎、応用の両面でかなり厳しく鍛えられているなという印象を受けました。

その後、学生の皆さんとの懇談会が行われました。資料7の一番下、第4の5にありますとおり、学年、既修・未修の別、法学部・非法学部の別、社会人経験者の有無など、経歴の異なる多様な学生に御参加をいただきました。いろいろな点が話題になりましたが、学生か

らは法科大学院の教育内容について、「実務家教員がいるので理論と実務の架橋を意識して勉強できる。」、「リーガルクリニックやエクスターンシップを通じて実務的な経験ができる。」といった意見がありました。

また、法科大学院の院生の数と司法試験合格者数について、学生の側からは、「今は合格者を減らしていく方向という感じがするが、できるだけ維持していただきたい。」、「弁護士は過剰と言われるが、過剰な部分はどんどん過剰になり、足りない部分は足りないままではないか。」といった意見や、「法科大学院がなかったら弁護士になろうとは思わなかったので、多くの人にチャンスを与えるこの制度には感謝している。しかし、現在の司法試験の合格率は問題であり、法科大学院の入口を狭くすることで、むしろ、法科大学院生の数を減らして合格率を上げてもらったほうが学生の負担が少ない。」というような意見がありました。

そのほか、司法試験の問題につきましては、時間が短いといった意見が出る一方で、内容については、「法科大学院での勉強が生きるよい問題だと思う。」、「知識では太刀打ちできないリーガルマインドが問われる問題だと思う。」といった意見が聞かれました。また、先ほど議論がありましたように、3回までの受験回数制限についてですが、「ただだと司法試験を受けていると人生が狂うと思うので、回数を制限するのはいいと思うが、3回というのは少ないように思う。」との意見がございました。

この後、第4の6にあります教員の皆さんとの懇談会が行われました。懇談会では早稲田大学総長の鎌田委員にも御参加いただきまして、教員の皆さんと率直な意見交換をさせていただきました。さきに申し上げましたように早稲田大学は当初、未修者を中心として開設されましたが、未修者特有の問題として入学者選抜での適性の判断、あるいは1年で既修者に追いつくための教育の在り方といった困難に直面されたとお話がありました。その一方で、実務家を育てる教育機関にふさわしく、実務家教員からは研究者教員との共同事業や法律書面を起案させる授業、あるいはリーガルクリニック等の有用性について紹介がございました。また、学生や修了者へのサポートとして、若い弁護士がアカデミックアドバイザーとなり、そういう方の実施するゼミに参加できる体制を整えているということでした。

更に司法試験の合格状況について、「七、八割が合格できるという制度設計になっていれば学生も安心して勉強ができ、より幅広い人材を生み出すことができるのではないか。」という意見もございました。司法試験との関係につきましては、さきの学生との懇談でも参加6人中3人が答案練習を中心に、司法試験予備校を経験しておりました。先生方も試験に受かりたいという学生の強い要請に理解を示しつつ、「法科大学院が予備校化していいのか、という根強い意見もある。」と、そのバランスへの苦労を口にされておりました。そうした中、「純粋未修者は伸びしろが一番大きい。」という鎌田総長の御指摘が強く私の印象に残りました。

最後に、学生のための自習室と法廷教室を見学させていただき、視察を終了いたしました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に東京大学法科大学院への視察につきまして、南雲委員から御報告をよろしく願います。

○南雲委員 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。資料8を見ながら説明をさせていただきますと思います。

1月20日13時50分から16時まで東京大学法科大学院の視察をさせていただきます

た。出席委員は、滝副大臣、森副大臣、佐々木座長ほか、全部で9名でございます。

最初に、滝法務副大臣、森副大臣の御挨拶がございまして、引き続き、山下法学政治学研究科長より法科大学院の概要説明がございました。

レジュメに沿いまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料①の1を御覧をいただきたいと思います。学生数でございますが、総数は577名で、未修者が248人、既修者が329人とのことでした。

資料①、2の教員についてでございますが、専任教員は61名とのことでした。また、教育支援担当専任講師2名と教育支援担当の非常勤講師として修了生である若手弁護士8名がおり、この10名で未修者の1年生の基本科目の授業のフォローを行っているとお伺いをいたしました。

資料②を御覧ください。上の表は既修者の法科大学院合格者の内訳でございます。東大法学部出身者は最初7割を超えておりましたが、少し減って平成23年度は50%とのことでございます。その下は法科大学院合格者の未修者の内訳でございます。女性の割合が高いのが特徴でございますが、社会人は減っているようでございます。もっとも社会人経験のない他学部出身者は増えていて、コンスタントに入学しており、本来の未修者が入学しているという状況でございます。

資料①の3を御覧ください。社会人経験者に関しては、このような多様な分野から来られているとお伺いをいたしました。

資料①の4を御覧いただきたいと思いますが、東京大学法科大学院の教育の重点であります。まず、法律家としての基幹能力の育成とでございます。単に司法試験合格のみを目標として受験指導をするのではなく、一流の法曹として長く活躍するための基礎を身に付けてもらうために、試験以外の科目について充実させておられるということでした。また、外国法なども必須となっているようでございます。国際契約交渉の授業では衛星放送を使ってアメリカのロースクールとのやり取りもあり、サマースクールでは外国人の研究者、教員や実務家を呼んで授業を行い、英語づけの日々を過ごすということもお聞きをいたしました。

資料①の5の成績評価等についてでございますが、5段階の厳格な成績評価を行っており、不合格が履修者中の20%となる科目もあるようでございます。進級できない場合、当該年次の取得単位は無効になるとのことでした。

続いて、資料③を御覧をいただきたいと思いますが、新司法試験の結果でございます。全体として合格率はやや下がってきているとのことですが、既修・未修で違いがございまして、既修はやや上向きに転じておりますが、未修者は合格率が低下してきており、2011年は28.8%とのことで、法科大学院として深刻に受け止めておられるようでございます。累積合格率については、七、八割という目標に近い実績を上げているとお聞きをいたしました。

2班に分かれて授業を見せていただき、その後、学生の皆様、そして教員との懇談会ということで開催をさせていただきました。そのそれぞれの意見交換で特に私が個人的にでございますが、少し受け止めたところについて何点か報告をさせていただきたいと思います。

一つは、学生との懇談会の中でギャップという言葉に少し私としては心がとられました。一つは、社会では法科大学院を卒業すれば司法試験に受かって当たり前、受からない人はいないと思われていると、そのギャップを埋める必要があるという話、もう一つは、ペーパーテストと授業はかけ離れている、全体的に俯瞰するという事は既にやっているという感じ

なので試験とのギャップが気になる、もう一つは、入試や司法試験の時期でございます。大学院は11月入試、私立では8月とかに実施をされている。大学院に行けないことが分かってからの就職活動にシフトするのは難しいと、リスク回避として大学院に来ない人もいる、入試時期の再考をというお話でした。大学院卒業後にサポートを受けられない、卒業前に司法試験を受けられないかという学生からの意見等々もございました。

また、教員との懇談会の中で、一つには、「司法試験の問題は難し過ぎるのではないかと、特に短答式、つくる側はどうしても上から目線で作ってしまうのではないかと、そこを自覚して基本的なところだけ分かっていたらいいとすべき、制度的に手をつけることは難しいと思うが。」という意見がございました。あと、もう一点は、「修了者全員が法曹になれるとは言わないが、現在の合格者数しか法曹にふさわしくないかというところではないかと思う、法曹に必要な能力をよく考えていただきたい。」という意見もありました。意見の何点かを御紹介させていただき、私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、いただいている時間はあと15分ということになりましたので、この範囲で御質問、御意見等、今日、いろいろ御報告がありましたので、いただければ幸いです。何かございませんでしょうか。

○萩原委員 今日、御説明を受けた中身の問題ではなくて、これだけ範囲の広い領域についての御説明を受けて、残り15分でこの議論をしようと。次の回はほかのまたヒアリングが始まるというようなことで、本当にいいのかなというまず疑問が一つであります。

それから、二つ目は先ほど財務副大臣が、ニューヨークタイムズのお話をされておりましたけれども、あの中身こそ、この場で相当な議論をしながら、どうあるべきかということのエッセンスが含まれていたのではないのかというような感じがいたします。法科大学院の見学を私は早稲田に行かせていただきましたけれども、いろいろな感想がございしますが、今、お二人の二つの大学の御見学をされた委員の方から発表がありましたけれども、同じような感じは受けております。

ただ、法科大学院のキャパシティが四千数百名で、司法試験合格者が2,000人。法科大学院で授業を受けている人たちを見ていると、この中で、法曹として残る人がどのぐらいいるのかということを見ると、勉強している人たちに対して、全体の枠組みは適切かと考えざるを得ません。何を言っているかということ、法科大学院の人数はもっと絞るべきではないのかと、また、本当に必要な教育ができていないのかなという感じがしております。

それから、法律家としての基幹能力の育成が法科大学院の大きなテーマになるわけですが、司法試験に受からない限り、法科大学院の評価も高まっていかない、司法試験合格者数のランク付けでは30位まででこのくらい、60位まででこのくらいだと。いくら立派な教育をしても、1人か、2人しか受からない法科大学院というのは、一体、何なんだというようなことにもなりかねない。要するに、私は試験の中身と法科大学院の教育とを再検討してみる必要もあるのではないかと。ああいう司法試験の中身でいいのかどうかということから議論をしていく必要があるように思います。

少し感想めいて申し訳ありません。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

時間の足りないことは誠に申し訳ないですが、今日の話はまた議論しなければいけないデ

ータをいただいたと思っておりますが、後の点は非常に重要なポイントを突いた御感想をいただいたと思っております。

どうぞ、ほかの方からもこの際、御発言があればいただきたい。では、南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 3点について少し意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

1点は、司法試験の合格状況からでございます。法科大学院別の司法試験の合格状況では、ここ数年間、継続して合格率が高い法科大学院、当初は合格率が低位であったものの、徐々に向上しているところ、また、継続して低位のものなど、様々ございます。既存の法科大学院の合格率の向上を図ることであれば、継続して低位である法科大学院と向上してきている法科大学院では、一体、何が違うのか。それぞれの現状把握と課題の洗い出しを行うことも重要であり、教員・学生双方から意見を伺いつつ、課題などを整理した上で、法科大学院の在り方について検討する必要があると思えます。

また、新司法試験の合格者の属性を見ますと法学既修者が多く、試験にも有利とのデータと言えらると思えます。これは一方で法科大学院の未修者の修了認定が甘いということも言えらると思えます。しかし、司法試験の問題が既修者に有利、つまり、考え方よりも知識偏重になっているのではないかと検討も、今後、慎重に行う必要があるのではないかと。この点は法科大学院のカリキュラムの在り方の問題とも関連すると思えます。

二つ目は予備試験の合格状況でございます。予備試験の状況を見ますと、旧司法試験受験者が7割近く、また、受験者数が多い年齢層を見ますと、在学卒業直後の年齢層と、かつて旧試験受験生であった者に二分できらると思えます。予備試験は法科大学院教育のバイパスとならるはなりません。予備試験の制度趣旨が実現されているのか、単なる法科大学院のバイパスにならるっていないか等を検証し、予備試験の在り方の検討が必要ではないかと思えます。

3点目は、法科大学院卒業後の人材の活用でございます。先日、視察に入りました法科大学院では、ある学生から回数制限を超えるなどで法曹界に進むことをあきらめ、一般企業に就職をしようとしても、新卒扱いでの採用が受けにくいという声も聞かれました。前回のフォーラムにおいて日本の企業が直面する課題解決、ニーズ等を考えれば、国内の企業や団体等で働く法曹人材の活用も重要なことであると申し上げました。企業内の採用ニーズによるところもございませが、法科大学院を卒業後、従来の法曹界に進む者だけではなく、法曹の素養を身に付けた人材をどのように社会に送り出していくか、法科大学院の在り方を検討する上で考えなければならぬ視点であると思えます。

例えばもっと法的思考力や倫理的思考力を養い、様々な事象に柔軟に対応できる法曹人材を教育によって育成できるシステムに変えることなどにより、法科大学院卒業後の進路も広がる可能性があると考えられ、こうした視点での検討も必要ではないかと思えます。前のフォーラムでも申し上げましたが、連合でも法曹人材を採用できないか検討しており、法曹の素養を身に付けた方々の申込みを受け、現在、その中から、是非、採用できないかと考えております。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

お二人から試験の問題と教育の問題などについて御示唆いただいたところでございますが、その点についても何か御感想があれば、これは今日で終わりということではないんですけれども、せつかくの御発言があったもので、法科大学院の関係しておられる方からでも少しお話を伺いませうか。鎌田委員、何か、視察を受けられた側としてのいろいろな御感想なり

があるいはあるかもしれませんが。

○鎌田委員 いろいろな御意見をちょうだいしましたけれども、やはり法科大学院を修了した、司法試験の受験資格を持っている人数と、実際の合格者とのギャップの大きさというのが、いろいろなところにしわ寄せを生じさせていると思っています。日弁連からの御報告では、司法試験を合格しても就職できない人を生み出すのは、国家的・社会的喪失だというお話がありましたけれども、法科大学院を出て司法試験にも合格できない、就職もできないという人を大量に毎年、何千人もつくり出すことのほうがもっと大きな社会的損失かもしれないと思っています。

この現状を変えるのは幾つかの考え方があって、一つは分母を小さくすることによって合格率を上げていくということで、これについては中教審を中心にして、法科大学院の様々な実地調査も含めた検証をして入学定員を減らしてきましたし、本年度は法科大学院の実入学者総数は3,600ぐらいまで絞り込まれているというように、分母は小さくしてきたところであります。他方で、分子はむしろ縮小ぎみということで、この合格者を増やしていくことが重要ではないかと、我々としては考えているところであります。

司法試験合格者増に関しましては、合格した後、どうするかという問題があって、その一つが職域の拡大、その他の問題でありますけれども、同時に合格者を増やす手法としては合格評価の基準の問題が一つ、それから、もう一つは御指摘がありましたように、既修・未修問題というのが非常に大きく出てきています。これは、全体として日本が今後、どういう法曹を求めているか、あるいはどういう法律実務家を求めているのかということと密接に関連すると思うんですけれども、私の個人的な感想では、現在の試験の科目数とそれから出題の範囲、問題の質と、それから評価の基準というのを照らし合わせると、ゼロから法律を始め、3年間でこれに十分に対応できるというのは、かなり難しいように思います。

未修者の中にも優れた能力を持った人がいることは間違いないです。物すごくすばらしい人がいるんですけれども、こういう人たちはそう大量にはいないので、結果的に非常に長く学部、法科大学院を通じて法律を勉強した人でなければ、法曹の道には進めないのではないかと、いうふうな雰囲気醸成してきたことは、司法制度改革が目指したところとはやはりちょっと違っているので、全体としてどういう法曹を養成しようとして、それを選抜するためには、どういうふうな司法試験をすればいいかということをもっと深く考える必要があると思います。

それから、もう一点だけ付け加えると、分母を小さくすることに法科大学院も随分、努力してきているところですが、法律以外の分野から来る人について、どこまで適切に絞り込む選抜ができるのかというのは非常に難しいことなんです。ですから、いわゆる未修者の人については、どちらかといえば広く入学させて、プロセスの中で絞り込んでいく、進級認定・修了認定を厳しくしていく。これが一つの在り方だと考えています。ただし、この場合にも法科大学院には入ったけれども、修了すらできない人たちの大量につくり出すことについて、どう対処していくのかという、こういう問題をまた次に生じさせるということもありますけれども、ただ、単純に入口を絞り込めばすべてが解決するというふうな考え方も、そう簡単には成り立たないのではないかなという若干の疑問も持っているということを付け加えさせていただきます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

では、もうお一方ぐらいの時間があれだと思いますから、何か、御発言はございませんでしょうか。

○井上委員 鎌田さんのお話と基本的には同じですけれども、未修者問題というのは法科大学院関係者として非常に深刻に受け止めています。このところが失敗すると、法曹養成制度改革の理念のかなり中心的なところが駄目になってしまいますので。ただ、現行の未修者3年、既修者2年という仕組み自体、これが絶対的で確定的なものだとしてつくったものでは必ずしもなくて、実際に動かしてみても不都合があれば、この枠組み自体も見直してみようということであった。ですから、教育の中身の問題もありますけれども、そのような根本的な点も含めて見直す必要があるかどうか、検討する必要があると思います。中教審のほうでも恐らくそういう問題について、抜本的な検討を早急に始めるということになるだろうと思います。

もう一つ、先ほど日弁連のほうから出ました人口問題ですけれども、これについて議論していただきたい点として、現在の2,000人という合格者数を1,500に減らすべきだということが一部で主張されているようですが、この1,500人というのは、実は司法制度改革が始まる前にそこまで増やそうという合意ができていた数字なのですね。ですから、その人数にするというのでは改革前に戻ってしまい、改革で手をつけなかったのと同じ結果となってしまうので、その辺も考慮して議論していただくべきではないかと思います。

更に、今、司法試験については問題がいろいろあるという御指摘がありましたが、そうでありながらも、現在2,000を超す人が合格している。つまり、今の制度でも2,000人以上法曹資格を認め得るだけの学力があると認定されているのに、法曹界のキャパシティがないなどの理由でこれを削るとするのは、本来資格がある人なのに法曹となるのを塞いでしまうことになり、果たして適正といえるかどうか、そういう視点からの検討も必要だと思われる。その辺も論点として入れておいていただければと存じます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

法科大学院をめぐる諸課題につきましては、これからも大きなテーマとして、是非、皆様方から御意見をいただきたいと思えます。

大変、今日は時間が少なくて申し訳ございませんでした。それでは、終了時刻になりましたので、本日はここまでといたします。

それでは、次回の予定等について事務局からお願いします。

○関司法法制課長 次回は2月7日、火曜日、午後4時から午後6時まで、場所はこの会議室でございます。詳細につきましては追ってお知らせいたします。

○佐々木座長 それでは、本日はどうもありがとうございます。次回もよろしく願いいたします。これで終わります。

—了—